

表 面

第 _____ 号	
身 分 証 明 書	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____
上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は 質問を行う職員であることを証明する。	
交付日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
主務大臣	
印	

裏 面

写 真 印 又は 刻印	1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査 の際は必ず携帯すること。
	2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
	3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更が あつた場合は、即時その旨を申告して再交付を 受けること。
	4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のない ものは無効とする。
	5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本 証を返納すること。

(備考) 用紙は、日本産業規格 B 8、64×91mmとする。